

学生合宿 補助金交付までの流れ

合宿開始日の30日前までに

あわら市の学生合宿誘致事業補助金等交付申請書兼事業計画書兼収支予算書に必要事項を記入し、観光振興課宛に郵送してください。

※合宿等で使用する施設・宿泊先は、各団体で予約してください。

宿泊予約の際には、宿泊先へ「学生合宿の補助金」を受けたい旨を伝えてください。

合宿等の実施前までに

あわら市観光振興課より、補助金等交付決定通知書とアンケートが申請者に送付されます。

申請内容に変更がある場合

合宿の実施期間や実施場所、補助金の申請額（増額または2割以上の減額をするとき）、宿泊先に変更がある場合は、速やかにあわら市観光振興課に連絡の上、変更交付申請書を提出してください。

合宿の実施がなくなった場合

人数が集まらなかった等の理由により、合宿の実施が中止になった場合は、速やかにあわら市観光振興課に連絡の上、中止承認申請書を提出してください。

合宿等の実施

あわら市内で合宿等を実施。（宿泊延べ人数が20人以上であること）

宿泊施設より宿泊証明書を受け取ってください。

地域交流を実施する団体は、写真の撮影や領収書をもらうこと等を忘れないでください。

合宿等終了後30日以内に

以下の書類をあわら市観光振興課宛に郵送してください。

- 学生合宿誘致事業完了実績報告書兼補助金交付請求書
- 宿泊証明書
- アンケート
- 補助金振込口座の通帳のコピー
＜銀行名・支店名・口座名義等記入事項全てが明瞭に写っているもの＞
- 地域交流活動報告書（実施団体のみ）

補助金の振込

提出された完了実績報告書等の内容を確認した後、補助金等確定通知書を送付し、請求書に記載されている口座に補助金を振り込みます。

- ※ 必要な書類は、あわら市のホームページからダウンロードしてください。
- ※ 各書類に押印する印鑑は、全て同じものを押印してください。シャチハタは不可とします。
- ※ 申請書等の書類の作成や提出は、代理の方がされて結構ですが、申請者名は合宿等を実施する団体の代表の方を記載してください。

その他ご不明な点がございましたらお気軽にお問合せ下さい。

お問合せ先：あわら市 観光振興課

〒919-0692

福井県あわら市市姫 3-1-1

TEL 0776-73-8029

Email kanko@city.awara.lg.jp